

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	不侵 00-01 <u>R 5</u>
提出年月日	令和4年7月27日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（不侵）

（再処理施設）

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第9条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
 - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

不侵00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(不侵)】

資料No.	別紙		備考	
	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	7/27	5	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	7/27	5	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	7/27	5	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	7/27	5	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	6/2	4	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	6/2	2	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、
発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第九条（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）（1 / 4）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）</p> <p>第九条 再処理施設を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二條第二項第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>DB①、②、③、④、⑤</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>10. その他</p> <p>10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 事業指定基準規則の解釈の趣旨も踏まえた記載の仕方としているため。</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。DB①-1</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設の基本設計方針では、人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止のために実施する措置を明確に記載したため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設の基本設計方針では、探知施設で警報、映像等を集中監視する区域および目的を明確にしたため。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を<u>確実に</u>行うため、<u>探知施設を設</u></p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>（b）再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>【「等」の解説】 「核燃料物質等」については、核燃料物質によって汚染された物質を含み、敷地内で取り扱う核燃料物質の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 許可の「人の不法な侵入等」は「人の不法な侵入」と「核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為」を意味しており、重複していることから「等」を削除した。</p> <p>【許可からの変更点】 接続詞を修正し、防止する事項を明確にした。</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。DB①-1</p> <p>【「等」の解説】 「鉄筋コンクリート造りの壁等」については、核物質防護上詳細に記載することができないことから、基本設計方針において“等”のままの記載とした。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を効果的に行うため、探知施設を設け、警</p>	<p>1. 安全設計</p> <p>1.7 その他の設計方針</p> <p>1.7.14 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等を防止するため、以下の設計とする。DB◇</p> <p>また、人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。DB◇、◇</p> <p>1.7.14.1 安全設計</p> <p>（1）再処理施設への人の不法な侵入等の防止の設計方針</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。DB◇、◇</p> <p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 ■：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更点等</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を効果的に行う</p>	<p>別添 I (施設共通)</p> <p>I-1 基本設計方針</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>6. その他</p> <p>6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行う</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第九条（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）（2 / 4）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「警報、映像等」については、核物質防護上詳細に記載することができないことから、基本設計方針において“等”のままの記載とした。</p> <p>【許可からの変更点】 物件の持込みにつながるように助詞を整えた。</p> <p>【「等」の解説】 「郵便物等」については、郵便物を含めて敷地外から持ち込まれる物品の総称であることから、許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 「核物質防護対策として」の記載については、後述する、「これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。」と同義であり、内容が重複するため削除した。</p>	<p>け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。DB①-2, ③, ④</p> <p>また、再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。DB②</p> <p>【許可からの変更点】 表記方法の原則を適用し、熟語のため末尾の送り仮名を省略した。</p> <p>さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。DB③</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。DB⑤-1</p>	<p>報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。DB①-2, ④</p> <p>【許可からの変更点】 前述の施錠管理の措置を展開し、情報システムへの不法な接近防止の対策を記載した。</p> <p>また、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を核物質防護対策として防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。DB②</p> <p>【許可からの変更点】 「核物質防護対策として」の記載については、後述する、「これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。」と同義であり、内容が重複するため削除した。</p> <p>さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を核物質防護対策として防止するため、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）が電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。DB③</p> <p>【許可からの変更点】 不法な侵入等の防止のための措置は、核物質防護規定に基づく対策であるため記載した。</p>	<p>ため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。DB①, ②</p> <p>また、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を核物質防護対策として防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。DB①, ②</p> <p>さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を核物質防護対策として防止するため、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）が電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。DB①, ②</p>	<p>ことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>これらの対策については、核物質防護規定に定めて管理する。</p>	<p>備考</p> <p>DB⑤-1 (P3, 4 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第九条（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）（3 / 4）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.7.14.2 体制 再処理施設への人の不法な侵入等を核物質防護対策として防止するため、「原子炉等規制法」に基づき核物質防護管理者を選任し、再処理事業部長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。DB⑤-1 再処理施設への人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。DB◇ 核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.7.14-1図に示す。DB◇</p> <p>1.7.14.3 手順等 再処理施設への人の不法な侵入等を核物質防護対策として防止するため、接近管理、出入管理、持込み点検、外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断措置及び特定核燃料物質が持ち出されていないことの確認として、以下を実施する。DB⑤-1 （1）接近管理、出入管理及び持込み点検、情報システムへの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止並びに敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動の防止を的確に実施するために、予め手順を整備する。DB⑤-1 （2）設備の機能を維持するため、保守管理を実施するとともに、必要に応じ修理を行う。DB⑤-1 （3）接近管理、出入管理、持込み点検及び特定核燃料物質が持ち出されていないことの確認を的確に実施するために、警備員等に対し定期的に教育を実施する。DB⑤-1 （4）情報システムへの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止を的</p>		DB⑤-1（P2～）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第九条（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）（4 / 4）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用しているため。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。DB⑤-2</p>	<p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。DB⑤-2</p> <p>【「等」の解説】 「柵等」とは、核物質防護上詳細に記載することができないことから、基本設計方針において”等”のままの記載とした。</p>	<p>確に実施するために、関係者に対し定期的に教育を実施する。DB⑤-1</p>  <p>DB◇</p>		<p>DB⑤-1 (P2 ～)</p>

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第九条（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
DB①	人の不法な侵入の防止	技術基準の要求を受けている内容	1項	－	a
DB②	不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を加え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止	技術基準の要求を受けている内容	1項	－	a
DB③	不正アクセス行為の防止	技術基準の要求を受けている内容	1項	－	a
DB④	適切な措置 （関係機関との通信及び連絡）	技術基準の要求を受けている内容	1項	－	a
DB⑤	技術基準の要求事項を担保するための対策 （体制整備，手順整備等）	技術基準の要求を受けている内容	1項	－	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
－	－	－			－
3. 事業変更許可申請書の添六のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
DB◇	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）と内容が重複するため，記載しない。			－
DB◇	添付書類記載事項	設工認申請書 添付資料に記載する事項のため，記載しない。			a
DB◇	核物質防護に関する緊急時の体制	核物質防護規定に示すため，記載しない。			－
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書				

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、監視、監視、出入口での身分確認及び施設管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (不法侵入の防止) 設計方針 (不法移動及び妨害破壊行為の防止)			○	施設共通 基本設計方針	-	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2.再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3.1物理的障壁による防護等 3.2出入管理 3.3車両の管理		-	-	-	-	-	
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を実施するため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (不法侵入の防止) 設計方針 (不正アクセス防止) 設計方針 (不法移動及び妨害破壊行為の防止)		【1.概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載 【2.再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要について記載 【3.再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨 【3.1物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法、区域設定、防護方法 【3.2出入管理】 ・再処理施設における人の出入管理の仕方 【3.3車両の管理】 ・再処理施設における車両の出入管理の仕方 【3.4探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所、資機材を用いた監視、監視の仕方 【3.5通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を配備すること 【3.6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策】 ・敷地内の人による核燃料物質の持出し時の運用及び核燃料物質の不法な持出しの防止の仕方並びに妨害破壊行為の防止の仕方	○	施設共通 基本設計方針	-	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2.再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3.4探知施設 3.5通信及び連絡 3.6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止についての概要 【1.概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載 【2.再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要について記載 【3.再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨 【3.1物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法、区域設定、防護方法 【3.2出入管理】 ・再処理施設における人の出入管理の仕方 【3.3車両の管理】 ・再処理施設における車両の出入管理の仕方 【3.4探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所、資機材を用いた監視、監視の仕方 【3.5通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を配備すること 【3.6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策】 ・敷地内の人による核燃料物質の持出し時の運用及び核燃料物質の不法な持出しの防止の仕方並びに妨害破壊行為の防止の仕方		-	-	-	-	-	
3	また、再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を及ぼす、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込点検を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込防止)	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 1.概要 2.再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3.再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について 3.1物理的障壁による防護等 3.2出入管理 3.3車両の管理 3.4探知施設 3.5通信及び連絡 3.6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 4.持込点検 5.不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。)の防止対策 6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について	○	施設共通 基本設計方針	-	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2.再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 4.持込点検		-	-	-	-	-		
4	さらに、不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。)を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。)を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (不正アクセス防止)		【3.4探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所、資機材を用いた監視、監視の仕方 【3.5通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を配備すること 【3.6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策】 ・敷地内の人による核燃料物質の持出し時の運用及び核燃料物質の不法な持出しの防止の仕方並びに妨害破壊行為の防止の仕方	○	施設共通 基本設計方針	-	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2.再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 5.不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。)の防止対策		-	-	-	-	-	
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (不法侵入の防止) 設計方針 (爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込防止) 設計方針 (不正アクセス防止) 設計方針 (不法移動及び妨害破壊行為の防止)		【4.持込点検】 ・何が持ち込まれないように点検するか、装置を用いた点検 【5.不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。)の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。)の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。)をされた場合の迅速な対応の仕方 【6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用しても再処理施設の安全性を損なわないこと	○	施設共通 基本設計方針	-	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2.再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3.1物理的障壁による防護等 3.2出入管理 3.3車両の管理 3.4探知施設 3.5通信及び連絡 3.6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 4.持込点検 5.不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。)の防止対策		-	-	-	-	-	-
6	人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (その他共用)		【6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用しても再処理施設の安全性を損なわないこと	○	施設共通 基本設計方針	-	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2.再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について		-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4 建屋、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、監視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確保を行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とする。核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	また、再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物体その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込点検を行うことができる設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	さらに、不正アクセス行為（サイバードロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバードロを含む。）を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-：当該申請回次で記載しない項目

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
-	-	-	-	-				
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法侵入の防止)	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	【1.概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載		
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実にするため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム(以下「情報システム」という。)への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法侵入の防止)				
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法侵入の防止)				
3	また、再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、持込点検を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込防止)				
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込防止)				
4	さらに、不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不正アクセス防止)				
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不正アクセス防止)				
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法移動及び妨害破壊行為の防止)				
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実にするため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム(以下「情報システム」という。)への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法移動及び妨害破壊行為の防止)				
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法移動及び妨害破壊行為の防止)				
6	人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(その他共用)			※補足すべき事項の対象なし	
-	-	-	-	-				
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法侵入の防止)		【3.再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨		
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法移動及び妨害破壊行為の防止)	3.1物理的障壁による防護等		【3.1物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法、区域設定、防護方法	
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実にするため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム(以下「情報システム」という。)への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不正アクセス防止)				
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法侵入の防止)	3.2出入管理		【3.2出入管理】 ・再処理施設における人の出入管理の仕方	
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法移動及び妨害破壊行為の防止)				
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法侵入の防止)	3.3車両の管理		【3.3車両の管理】 ・再処理施設における車両の出入管理の仕方	
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法移動及び妨害破壊行為の防止)				
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実にするため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム(以下「情報システム」という。)への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法侵入の防止)				
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実にするため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム(以下「情報システム」という。)への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針(不法移動及び妨害破壊行為の防止)	3.4探知施設		【3.4探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所、資機材を用いた監視、監視の仕方	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項		
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（不法侵入の防止）	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	【3.5通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を配備すること	※補足すべき事項の対象なし		
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（不法移動及び妨害破壊行為の防止）				3.5通信及び連絡	
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（不法移動及び妨害破壊行為の防止）				3.6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策	【3.6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策】 ・敷地内の人による核燃料物質の持出し時の運用及び核燃料物質の不法な持出しの防止の仕方並びに妨害破壊行為の防止の仕方
3	また、再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込点検を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込防止）				4.持込点検	【4.持込点検】 ・何が持ち込まれないように点検するか、装置を用いた点検
4	さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（不正アクセス防止）				5.不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策	【5.不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）をされた場合の迅速な対応の仕方
6	人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（その他共用）				6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について	【6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用しても再処理施設の安全性を損なわないこと

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数						補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要
1.								概要	【概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載	○	概要に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
2.								再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要	【再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要について記載	○	再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
3.								再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について	【再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨	○	下記項目にて展開する説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
	3.1							物理的障壁による防護等	【物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法、区域設定、防護方法	○	物理的障壁による防護等に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
	3.2							出入管理	【出入管理】 ・再処理施設における人の出入管理の仕方	○	人の出入管理に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
	3.3							車両の管理	【車両の管理】 ・再処理施設における車両の出入管理の仕方	○	車両の管理に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
	3.4							探知施設	【探知施設】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を用いた監視、監視の仕方	○	探知施設に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
	3.5							通信及び連絡	【通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を配備すること	○	通信及び連絡に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
	3.6							核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策	【核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策】 ・敷地内の人による核燃料物質の持出し時の運用及び核燃料物質の不法な持出しの防止の仕方並びに妨害破壊行為の防止の仕方	○	核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
4.								持込点検	【持込点検】 ・何が持ち込まれないように点検するか、装置を用いた点検	○	持込点検に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
5.								不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策	【不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）をされた場合の迅速な対応の仕方	○	不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-
6.								人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について	【人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用しても再処理施設の安全性を損なわないこと	○	人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用に係る説明	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-	対象となる方針なしのため、記載事項なし	-

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

発電炉—再処理施設 記載比較

【IV-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書】(1/7)

<p>発電炉 V-1-1-6</p>	<p>再処理施設 VI-1-1-5</p>	<p>備考</p>
<p>V-1-1-6-別添 3 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について</p> <p>3. 出入管理及び持込み物品の点検等について</p> <p>3. 1 出入管理</p> <p>3. 2 車両の管理</p> <p>3. 3 探知施設</p> <p>3. 4 通信連絡設備</p> <p>3. 5 持込み確認</p> <p>4. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策について</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【凡例】</p> <p><u>下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの違いによらない記載内容の差異 ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異 <p><u>二重下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント固有の事項による記載内容の差異 ・後次回の申請範囲に伴う差異 </div> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第 9 条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に基づき、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について説明する。</p>	<p>IV-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要</p> <p>3. 再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について</p> <p><u>3.1 物理的障壁による防護等</u></p> <p>3.2 出入管理</p> <p>3.3 車両の管理</p> <p>3.4 探知施設</p> <p>3.5 通信及び連絡</p> <p><u>3.6 核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策</u></p> <p>4. 持込点検</p> <p>5. 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策</p> <p><u>6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について</u></p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」第九条に基づき、再処理施設への人の不法な侵入等の防止について説明するものである。</p>	<p>章構成の違いによるもので、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業指定基準規則の解釈より、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止のため、核燃料物質の持出しの防止等について記載。</p> <p>施設の違いによるもので、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>「再処理施設の技術基準に関する規則」第九条の表記に基づく用語のため、「人の不法な侵入等」としている。 (以下、同一)</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【IV-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書】(2/7)

発電炉 V-1-1-6	再処理施設 VI-1-1-5	備考
<p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそ</p>	<p>2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入、<u>核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為</u>を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、<u>出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実にを行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とする</u>とともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>また、再処理施設への不正な爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそ</p>	<p>事業指定基準規則の解釈を盛り込み、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止について追加核燃料物質によって汚染された物質を含み、敷地内で取り扱う核燃料物質の総称として示した記載であるため、「核燃料物質等」としている。（以下、同一）</p> <p>核物質防護上詳細に記載することができないことから、「鉄筋コンクリート造りの壁等」としている。（以下、同一）</p> <p>人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止のために実施する措置の明確化</p> <p>探知施設で警報、映像等を集中監視する区域の明確化</p> <p>探知施設による監視の目的の明確化</p> <p>核物質防護上詳細に記載することができないことから、「警報、映像等」としている。</p> <p>郵便物を含めて敷地外から持ち込まれる物品の総称で</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【IV-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書】(3/7)

発電炉 V-1-1-6	再処理施設 VI-1-1-5	備考
<p>れがある物件の持込み（郵便物等による<u>発電所外</u>からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>3. 出入管理及び持込み物品の点検等について</p>	<p>がある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p><u>これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p> <p>3. <u>再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、以下のとおりの設計とする。</u></p>	<p>あることから、「郵便物等」としている。（以下、同一事業指定基準規則の解釈から引用したことによる差異</p> <p>要求事項に適合するための対策が核物質防護規定に基づいていることを明確化</p> <p>MOX 燃料加工施設又は特定廃棄物管理施設と人の容易な侵入を防止できる柵等を共用することによる再処理施設の安全性を損なわないことの記載 核物質防護上詳細に記載することができないことから、「柵等」としている。</p> <p>以下章立てにて説明する旨を記載する。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【IV-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書】(4/7)

<p>発電炉 V-1-1-6</p>	<p>再処理施設 VI-1-1-5</p>	<p>備考</p>
<p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p><u>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</u> <u>具体的には、以下のとおり実施する。</u></p> <p>3. 1 出入管理, 3. 2 車両の管理, 3. 3 探知施設, 3. 4 通信連絡設備</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p>3.1 物理的障壁による防護等 <u>再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</u></p> <p><u>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</u></p> <p>3.2 出入管理 業務上常時立ち入ろうとする者（以下「常時立入者」という。）については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に立入りを認めたことを証明する書面等（以下「証明書等」という。）を発行し、立入りの際に所持させ、それをういて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせる。 常時立入者以外の者については、その身分及び立入りの</p>	<p>「防護等」の指す内容は、項目内にて示している。事業指定基準規則の解釈を盛り込み、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止について追加人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止のために実施する措置の明確化</p> <p>前述の施錠管理の措置を展開し、情報システムへの不法な接近防止の対策を記載している。</p> <p>持込点検は物理的障壁による防護に含めず、4. で記載している。</p> <p>核物質防護上詳細に記載することができないことから、「当該者に立入りを認めたことを証明する書面等」「証明書等」としている。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【IV-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書】 (5/7)

発電炉 V-1-1-6	再処理施設 VI-1-1-5	備考
	<p>必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせ、さらに<u>防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域</u>に立ち入る場合には、当該区域内において常時立入者を同行させ、防護のために必要な監督を行う。</p> <p>3.3 車両の管理 業務用の車両として<u>再処理事業所</u>に立ち入る車両については、<u>事前に</u>その立入りの必要性を確認の上、証明書等を発行し、立入りの際に掲示させる。業務用の車両以外の車両の<u>再処理事業所</u>への立入りを禁止する。ただし、当該区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、<u>再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止</u>に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>3.4 探知施設 <u>防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域</u>における監視を<u>確実に</u>行うため、監視装置による監視をモニタ及び大型表示装置により集中的に行うことのできる見張人の詰所を設ける。 <u>防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域</u>への人の侵入を確認することができる侵入検知器、監視カメラ</p>	<p>区域名称の表現の違い</p> <p>再処理施設側に設備の設置要求事項がないため記載しない。</p> <p>再処理施設の敷地の特性から、立入りを左記とすることで効率的な車両の管理となるため。 証明書等の発行の前に必要性を確認することを明確化 再処理施設の敷地の特性から、立入りを左記とすることで効率的な車両の管理となるため。 技術基準規則上要求される事項及び事業指定基準規則の解釈に対し影響がないことを説明するため。</p> <p>区域名称の表現の違い 対策の実施精度の充実化</p> <p>区域名称の表現の違い 核物質防護上詳細に記載す</p>

発電炉—再処理施設 記載比較

【IV-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書】(6/7)

<p>発電炉 V-1-1-6</p>	<p>再処理施設 VI-1-1-5</p>	<p>備考</p>
<p>3. 5 持込み確認 <u>防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外</u></p>	<p>ラ等の監視装置により監視を行う。</p> <p>3. 5 通信及び連絡 <u>核物質防護上の措置が必要な区域への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為があった際に、核物質防護措置に係る関係機関への通信及び連絡を迅速かつ確実に行うために、通信及び連絡ができる PHS 及び固定電話等を配備する。</u></p> <p>3. 6 核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策 <u>敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動への対策については、核燃料物質の移動を行う前に所定の手続に基づき承認を得ること、また、核物質防護上の措置が必要な区域の出口において、核燃料物質の不法な持出しを確認するための検知器を配備する。</u> <u>敷地内の人による妨害破壊行為への対策については、社内基準に基づきあらかじめ認証を受けた者のみを再処理施設に出入りさせる。</u></p> <p>4. 持込点検 <u>再処理施設外からの不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、荷物の外</u></p>	<p>ることができないことから、「侵入検知器、監視カメラ等」としている。同等の措置については 3. 1 で記載している。</p> <p>関係機関への通信及び連絡を行う区域の明確化 関係機関への通信及び連絡を行う発生事象の明確化 核物質防護上詳細に記載することができないことから、「PHS 及び固定電話等」としている。</p> <p>事業指定基準規則の解釈より、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為の防止のため、核燃料物質の持出しの防止等について記載</p> <p>技術基準規則上求められる、持ち込まれることに対する措置を必要な範囲に限定して記載するため。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【IV-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書】(7/7)

<p>発電炉 V-1-1-6</p>	<p>再処理施設 VI-1-1-5</p>	<p>備考</p>
<p>からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。)が行われな いように持込み点検を行っている。</p> <p>4. 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)の防止対策 について 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)に対しては、 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必 要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通 信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがな いように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対 する外部からのアクセスを遮断する措置を講じている。 具体的には、以下の対策等を行っている。</p>	<p>観点検及び開封点検による持込点検を行う。また、<u>防護さ れた区域において、金属を探知することができる装置を用 いて点検を行う。</u></p> <p>5. 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)の防止対 策 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するた め、情報システムが電気通信回線を通じた妨害破壊行為を 受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報 システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を 講ずる。情報システムに対する不正アクセス行為(サイバ ーテロを含む。)が行われるおそれがある場合又は行われ た場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティ に関する計画を定める。</p> <p>6. <u>人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設 との共用について</u> <u>人の容易な侵入等を防止するための資機材を MOX 燃料加 工施設又は特定廃棄物管理施設と共用する場合は、共用に よって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u></p>	<p>事業指定基準規則の解釈か ら引用したことによる差異 装置を用いた点検を行う必 要のある区域の明確化</p> <p>情報システムセキュリティ に関する計画の詳細内容を 示しており、核物質防護上 詳細に記載できないため、 記載しない。</p> <p>MOX 燃料加工施設又は特定 廃棄物管理施設と人の容易 な侵入を防止できる柵等を 共用することによる再処理 施設の安全性を損なわない ことの記載</p>

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

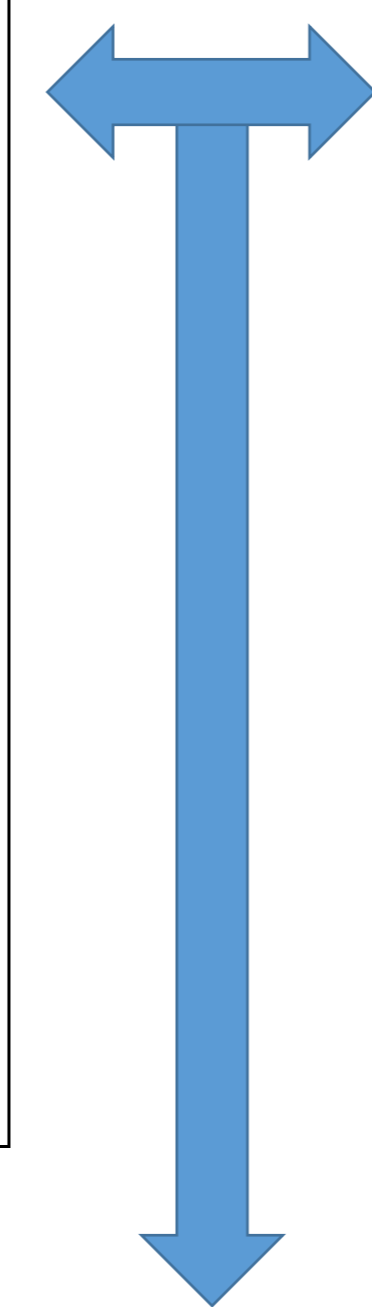
補足説明すべき項目の抽出
(第9条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止)

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
1	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 再処理施設への人の不法な侵入、核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	※補足すべき事項の対象なし
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実にを行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。		
3	また、再処理施設への不正な爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込点検を行うことができる設計とする。		
4	さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。		
5	これらの対策を核物質防護規定に定めて、管理する。		
6	人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。		
		<p>【1.概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載</p> <p>【2.再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要】 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要について記載</p> <p>【3.再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨</p> <p>【3.1物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法、区域設定、防護方法</p> <p>【3.2出入管理】 ・再処理施設における人の出入管理の仕方</p> <p>【3.3車両の管理】 ・再処理施設における車両の出入管理の仕方</p> <p>【3.4探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所、資機材を用いた監視、監視の仕方</p> <p>【3.5通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材を配備すること</p> <p>【3.6核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為への対策】 ・敷地内の人による核燃料物質の持出し時の運用及び核燃料物質の不法な持出しの防止の仕方並びに妨害破壊行為の防止の仕方</p> <p>【4.持込点検】 ・何が持ち込まれないように点検するか、装置を用いた点検</p> <p>【5.不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為（サイバーテロ含む。）をされた場合の迅速な対応の仕方</p> <p>【6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用しても再処理施設の安全性を損なわないこと</p>	

補足説明すべき項目の抽出
(第9条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止)

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目
基本設計方針からの展開では、補足すべき事項はない。

発電炉の補足説明資料の説明項目	展開要否	理由
発電炉の補足説明資料には、本条文に該当する内容の資料はない。		



基本設計方針からの展開では補足すべき事項がなく、また、発電炉の補足説明資料には本条文に該当する内容の資料がないことから、確認の結果として追加で補足すべき事項はない。
 なお、補足説明事項がないため別紙5②は作成しない。

別紙6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>10. その他</p> <p>10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実にを行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに，防護された区域内においても，施錠管理により，再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>また，再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>10. その他</p> <p>10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実にを行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに，防護された区域内においても，施錠管理により，再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>また，再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>

第1回申請にて全ての範囲を記載する。

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>10. その他</p> <p>10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p style="border: 2px solid magenta;">再処理施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実にを行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。</p> <p>また，再処理施設への不正な爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>10. その他</p> <p>10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為を防止するため，区域の設定，人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護，巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>核物質防護上の措置が必要な区域については，接近管理及び出入管理を確実にを行うため，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視することができる設計とするとともに，核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに，防護された区域内においても，施錠管理により，再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>また，再処理施設への不正な爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため，持込点検を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに，不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けないように，当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。</p> <p>これらの対策を核物質防護規定に定めて，管理する。</p> <p>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>

既設工認に記載はないが，従前から人の不法な侵入，核燃料物質等の不法な移動及び妨害破壊行為，不正な爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するために柵等の設置，探知施設の設置，関係機関との通信連絡を行うための設備の設置，持込点検等を行う設計としていたことから，変更前に記載。

【凡例】

: その他既設工認に記載されていないが，従前より設計上考慮して実施していたもの